



2020年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社カオナビ
代表者名 代表取締役社長 CEO 柳橋 仁機
(コード：4435、東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 橋本 公隆
(TEL. 03-5775-3823)

当社従業員に対する譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社従業員を対象とする譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」といいます。）付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社従業員を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めつつ、継続的な勤務への意欲を増進させることを目的として導入される制度で、これまで当社が実行してきた新株予約権に代わるインセンティブ制度です。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が当社従業員に対し、当社の各事業年度の上半期及び下半期（各々の半期を、以下「算定期間」といいます。）毎に RSU ポイントを付与し、当該算定期間の翌半期の満了後に、当該 RSU ポイントに応じて当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付する制度です。

(2) 対象者

当社従業員のうち、当社が定める者（以下「対象従業員」といいます。）とします。

(3) 対象従業員に付与される RSU ポイント

算定期間における各対象従業員に対する評価に応じて、当社株式の交付を受けるための RSU ポイントを付与します。

(4) 株式の交付

当社は、対象従業員に対し、当社が予め定める期間の間、継続して、当社の取締役、監査役又従業員の地位を有していること等を条件として、各算定期間の翌半期の満了後に開催される取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）に基づき、当該算定期間に関して保有する RSU ポイントに応じて当社株式を交付します。

株式の交付にあたっては、当社は、対象従業員に対して、当該対象従業員に交付される当社株式の数に当該株式の新株発行又は自己株式の処分の払込金額（以下「本払込金額」といいます。）を乗じることにより算定された額の金銭債権を付与した上で、当該金銭債権の現物出資と引換えに当該株式の新株発行又は自己株式の処分を行います。

なお、本払込金額は、交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象従業員に特に有利とならない額とします。

(5) 対象従業員に交付される当社株式の上限数及び払込金額の上限額

2021年3月期の上半期及び下半期に係る各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の上限数は6,000株とします。なお、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割等によって増減する場合は、併合・分割等の比率を乗じて当該上限数を調整します。

また、当該各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の払込金額の総額の上限額は25百万円とし、対象従業員に交付される当社株式の上限数に本払込金額を乗じた金額が当該上限額を超過した場合には、当該上限額未満となるまで、交付する当社株式の数を減少させるものとします。

2022年3月期以降の各算定期間に関して対象従業員に交付される当社株式の上限数及び当社株式の払込金額の総額の上限額は、当社の人員増加その他の事情を踏まえ、都度、当社の取締役会にて決定いたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、RSUポイントが付与される日以後、交付取締役会決議前に組織再編等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の裁量に従い、対象従業員に対して、その保有するRSUポイントに応じて、当社株式に相当する額の金銭を支給します。

以 上